

議員報酬等に関する在り方調査会最終報告（要点）

三重県議会議員の活動と議員報酬のあり方（中間報告と同じ）

○議員報酬のあり方を検討するに当たり、同じ公選職である知事との計数的な比較を行う。

○基本算定式は、議員報酬＝知事の給料×職務活動時間による比率

比較すべき知事の給料は条例本則額

職務活動時間による比率は、知事を1とすれば議員は0.7

○基本算定式により試算すると議員報酬額は128万円×0.7＝89.6万円

○基本算定式によって導かれる議員報酬額は次の2つの観点からさらなる検証が必要。

十分に議員の活動を保障するものであるかどうか、議員による検証が必要。

活動実態とこれに要する経費等について十分に県民の理解を得るため、議員自らが説明責任を果たす。

三重県議会議員の政務調査費のあり方

○改革に向けた提言

- (1) 条例本則に定める政務調査費の交付額を約2割引き下げること検討すべき。
- (2) 合議体としての議会機能を強化する観点から、政策の形成・調整・合意形成を行う会派の活動を「政務」と意義付け、支給対象を会派とするよう条例改正を行ってはどうか。

○当面の改善策

- (1) 会派分と議員分の配分について、会派で決定できるようにすることも一案。
- (2) 政務調査活動の成果を県民に説明するため、実施活動報告書の記載の充実が考えられる。
- (3) 統一的な情報公開の拡充とともに、議員個々の自発的な情報公開の促進についても検討する必要。
- (4) 適正かつ計画的な事務処理のため、議会事務局への定期的な相談を徹底。

おわりに

○議員報酬の在り方を提案した「中間報告」について

- ・ 条例本則に規定すべき議員報酬の適正額の在り方やその根拠について、知事との比較をもとに明らかにした。
- ・ その時々々の社会経済情勢や県の財政状況等を考慮して行われる附則や特例条例による減額は政治的判断によるもの。
- ・ 中間報告では政治的判断は一切行っておらず、報酬の増額を提言したものではない。

○議会活動全体の総経費について

- ・ 選挙区制の在り方とも関係する議員定数の在り方、議会事務局の定数と人事運営の在り方など検討すべき問題が残っている。

○今後の議会制度改革の動向との関係について

- ・ 多様な階層の住民が、意思と能力があれば誰もが議員になって活動できるような地方議会の環境を整備することについて、三重県議会だけで進められるものではないが、議会改革を先導する三重県議会としては検討してみてもよいのではないか。